

豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、豊橋市が実施するすべての工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現するため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、豊橋市が実施するすべての工事（以下「工事」という。）について適用することとし、工事を担当する課（以下「発注者」という。）、検査を担当する職員、設計を受注する業者（以下「設計受注者」という。）、工事を受注した業者（以下「受注者」という。）、工事監理を受注する業者（以下「監理受注者」という。）など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。

(基本方針)

第3条 工事の設計、積算、施工にあつては、次に掲げる各号の基本方針により建設副産物にかかる総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 一 建設副産物の発生抑制に努めること。
- 二 発生した建設副産物については、再使用、再資源化、及び減量化に努めること。
- 三 再使用、再資源化、減量化できないものについては、適正処理に努めること。
- 四 工事において資材を使用する場合は、貴重な資源の保護、資源リサイクルの推進及びグリーン購入（※注1）普及の観点から、リサイクル資材の使用に努めること。

※注1：グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することをいい、工事においては、使用する資材にリサイクル資材を選択することを指す。

(発注者の責務)

第4条 設計及び工事の発注者は、本実施要綱が設計受注者、受注者及び監理受注者に適切に実施されるよう、特記仕様書等に本実施要綱の遵守を明記する。

2 発注者は建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、設計委託費及び工事費について必要な経費を計上しなければならない。

第2章 概略設計・予備設計・基本設計段階の計画

(概略設計・予備設計・基本設計段階での総合配慮)

第5条 工事の概略設計・予備設計・基本設計にあつては、建設副産物の発生抑制のための工法選択、発生土搬出量縮減のための方策、多量に発生する建設副産物の処理方針等を総合的に勘案して設計を進めなければならない。

(概略設計・予備設計・基本設計段階のリサイクル計画書の作成と活用)

第6条 概略設計・予備設計・基本設計の設計受注者（自ら設計を実施する場合は担当課。以下同じ。）はリサイクル計画書（概略設計・予備設計・基本設計）（様式1）を作成しなければならない。

2 リサイクル計画書はできるだけ設計の早い段階から検討作成し、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、リサイクル計画書の作成に協力するとともに、完成したリサイクル計画書を、詳細設計・実施設計の発注図書に添付する。

第3章 詳細設計・実施設計段階の計画

（詳細設計・実施設計段階での総合配慮）

第7条 工事の詳細設計・実施設計にあたっては、建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、再生品の利用促進等を総合的に勘案して進めなければならない。

（発生土、受入土についての調整）

第8条 詳細設計・実施設計の設計受注者は、工事期間が定まっているものにあつては、受託後できるだけ早期に、また、工事期間の定まっていない場合は、成果物の納入時期までに、ボーリング調査、現地調査及び設計の検討から、建設発生土情報交換システムに載せるため、別表1に定められた事項について発生土及び使用土の情報を整理し発注者に提出しなければならない。

なお、工区を区分して工事が実施されることが想定される場合は、発注者と相談の上、工区単位の発生土及び使用土の情報を提出しなければならない。

2 発注者はその情報を基に、建設発生土情報交換システムに登録し、できるだけ工事間の発生土の流用について調整を行い、積算に反映させるようにしなければならない。

（詳細設計・実施設計段階のリサイクル計画書の作成）

第9条 詳細設計・実施設計の設計受注者はリサイクル計画書（詳細設計・実施設計）（様式2）を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

第4章 積算段階の計画

（積算段階の配慮等）

第10条 発注者は、リサイクル原則化ルール、「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」及びこの要綱の趣旨に従って積算しなければならない。

（積算段階のリサイクル計画書の作成）

第11条 発注者は、積算結果に基づいてリサイクル計画書（積算段階）（様式3）を作成しなければならない。

（リサイクル阻害要因説明書の作成）

第12条 発注者は、前条のリサイクル計画書の内容が、別表2の事項に該当するときは積算段階のリサイクル阻害要因説明書（様式4）を作成しなければならない。

2 積算担当者は、前項のリサイクル阻害要因説明書を作成した場合は財務部契約検査課へ工事着手届と併せ送付すること。

第5章 施工段階の取扱い方針

(受注者及び監理受注者の遵守責務)

第13条 工事の受注者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理にあたって、この要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。

- 一 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 四 建設副産物適正処理推進要綱
- 五 豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱
- 六 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例

(受注者の全体把握)

第14条 工事の受注者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。

(資材搬入の注意事項)

第15条 受注者は、資材搬入に対して、協力業者も含めて下記の事項について配慮されるよう努めなければならない。

- 一 現場への資材の搬入量が過大にならないよう努める。
- 二 造作材、型枠などの工場加工、ボード類の実寸搬入（プレカット）などにより、現場加工の低減に努める。
- 三 現場への資材搬入は、できる限りパレット、ラック、コンテナを利用し、梱包状態での搬入をさけるよう努める。
- 四 養生材、梱包材はできる限り簡素化し、再利用できるものを使用するよう努める。

(建設廃棄物の分別収集)

第16条 受注者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表3の区分により分別収集するように努める。ただし、現場条件により、分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努める。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず分別し、再資源化しなければならない。

(工事現場の廃棄物保管施設の構造基準等)

第17条 受注者は、工事現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を順守するほか以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 現場の敷地の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを全周に設け、現場の敷地の出入り口には、施錠できる門扉が設けられていること。
- 二 廃棄物保管場所の見やすい箇所に「産業廃棄物の保管施設」であること、及び施設設置者名、産業廃棄物の種類、管理者名、連絡先を表示する立て札その他の設備がもうけられていること。
- 三 保管した廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに、悪臭が飛散しないよ

うに必要な措置を講ずること。

四 分別廃棄物の種類ごとにコンテナ等の容器を設け、容器ごとに廃棄物の種類を明示すること。

五 火災を防止するため、消火器その他消火設備が設けられていること。

六 工事現場での保管は極力短期間とする。

(工事着手前と完了時の書類提出)

第18条 受注者は現場で生じる建設廃棄物の処理に関する計画を策定し、工事着手前に次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完成時にはそれぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。なお、工事着手前に提出する計画書等は、施工計画書に含め提出することができる。

一 再生資源利用計画書（実施書）（C R E D A S 様式1）

再生資源利用計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」（以下、「C O B R I S」という。）に搭載されたC R E D A S機能により作成する。

二 再生資源利用促進計画書（実施書）（C R E D A S 様式2）

再生資源利用促進計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で、C O B R I Sに搭載されたC R E D A S機能により作成する。

三 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し

四 収集運搬・処理業者の許可証の写し

五 廃棄物処理委託契約書の写し

受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの

六 運搬ルート図

(リサイクル状況の集約への協力)

第19条 受注者は、リサイクル状況の集約を容易にするため、完了時に提出する再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容をC O B R I Sに登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受領した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 財務部契約検査課は、提出された内容を集計し、必要に応じて公表することとする。

(マニフェストシステムの実施)

第20条 受注者は、建設廃棄物の運搬及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、マニフェストシステムによる伝票処理を行うこととする。

第6章 検査時の対応

(検査員の役割)

第21条 工事の設計及び工事の検査を担当するものは、この実施要綱により検査時に建設廃棄物の処理が適正に進められていること及び書類が適切に作成されていることを検査す

ることとする。

第7章 その他

(実施要綱の管理)

第22条 この実施要綱について疑義が生じた場合、変更の必要が生じた場合については、財務部契約検査課が対応する。

附則

この実施要綱は平成14年4月1日から実施する。

附則

この実施要綱は平成14年6月20日から実施する。

附則

この実施要綱は平成18年4月1日から実施する。

附則

この実施要綱は平成25年7月1日から実施する。

附則

この実施要綱は平成28年4月1日から実施する。

附則

この実施要綱は平成30年4月1日から実施する。

別表 1

発生土及び受入土についての緒源

- 1 工事場所
- 2 工事の種類
- 3 工事名
- 4 搬出、搬入の別
- 5 搬入予定量、搬出予定量
- 6 搬入の場合の使用目的
 - ① 路床土
 - ② 路体、築堤盛土
 - ③ 埋め立て土
 - ④ その他
- 7 搬出の場合の発生土情報
 - ① 砂、レキ質土
 - ② 岩
 - ③ 粘性土
 - ④ 泥土
 - ⑤ その他
- 8 発生時期の予定
- 9 工程調整のための仮置き場の有無

別表 2

リサイクル阻害要因説明書を作成する場合の基準

- 1 300 m³以上の建設発生土を自由処分する場合
- 2 建設汚泥及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- 3 土砂等利用工事において購入材（新材）を使用する場合
- 4 砕石の使用工事において新材を使用する場合（建築工事における建築物・擁壁の直接基礎は除外する。）
- 5 アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（ただし、D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する。）
- 6 本ガイドラインで現場又は再資源化施設での資源化又は再生資源の現場での利用となっている物品について、焼却又は最終処分を行う場合
- 7 現場内での分別が行えない場合

別表 3

建設副産物の分別区分

- 一 コンクリート塊（安定型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 二 アスファルトコンクリート塊（安定型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 三 木材（管理型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 四 金属屑（鉛製は管理型産業廃棄物、それ以外は安定型産業廃棄物）
処理方針：鉄筋屑、金属加工屑、ボルト類、電線、番線等は有価物として処分する。
有価物として処分できない場合は、できるだけ再資源化に努め、やむを得ないもののみ、適正処理を行う。
なお、鉛製の管、又は板、廃容器包装（※注2）は、他の金属と区分して収集し、管理型最終処分場で処分する。
- 五 飲み物等の空き缶（安定型一般廃棄物）
処理方針：有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。
- 六 ダンボール等（管理型産業廃棄物）
処理方針：有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。
- 七 燃えるもの（管理型産業廃棄物）
処理方針：できるだけ再資源化に努めることとするが、できない場合は、焼却処理をする中間施設に搬入し減量化する。
- 八 燃えない混合産業廃棄物（安定型産業廃棄物）
処理方針：それぞれ、再資源化に努めるものとする。
処分する場合、コンクリート屑、アスファルトコンクリート屑、モルタル屑、廃プラスチック類（廃容器包装を除く）、ガラス屑及び陶磁器屑、レンガ屑等の安定型産業廃棄物のみの混合廃棄物は、安定型最終処分場で処分できる。しかし、管理型産業廃棄物の混じった混合産業廃棄物は管理型最終処分場で処分しなければならない。
- 九 燃えない混合産業廃棄物（管理型産業廃棄物）
処理方針：それぞれ、再資源化に努める。
品目の例示：石こうボード、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、プリント配線板（鉛を含んだはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（注2）等
- 十 生ゴミ、新聞雑誌等の生活ゴミ（一般廃棄物）

処理方針：食事の残渣、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、本市の分別収集に合わせて分別収集に努める。

※注2：廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。
なお、有害な廃容器包装は遮断型廃棄物となる。